

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)

ページ
一

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号の二

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第三項中「普通預金口座()」を「別段預金口座()」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「イーバンク銀行」を「楽天銀行」に改める。

第七号様式備考第二号中「独田」を「年度区分にかかわらず、あらかじめ編てつしたつづらごとと並び」に改め、「あらかじめ」を削り、同様式備考中第六号を第七号とつづら第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 原符(号)は、調定決議書兼収入金調書に、証拠書類として添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) (金 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る) (と き は 翌 日)

平成二十二年四月三十日

